[事案 29-345] 解約返戻金支払請求

- · 平成 30 年 7 月 26 日 裁定終了
- ※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

募集資料の記載内容の不備を理由として、解約返戻金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年7月に契約した低解約返戻金型定期保険を1年後に解約したところ、解約返戻金が支払われなかったが、以下の理由により、解約返戻金を支払ってほしい。

- (1) 重要事項説明書、設計書に「保険料が払い込まれた年月数により計算した額に対し、1 年目は75%、2 年目は80%、3 年目は85%、4 年目は90%の低解約返戻金割合を乗じた金額になります。」「低解約返戻金期間は4年となっており、それぞれの解約返戻金割合は、1 年目は75%、2 年目は80%、3 年目は85%、4 年目は90%となっています。」と記載されている。
- (2)解約返戻金は多少なりとも出るような書き方をしている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)低解約返戻金型の保険契約における解約返戻金額は、「低解約返戻金型ではない同種類の 保険契約の解約返戻金額」に所定の解約返戻金割合を乗じることにより算出することを説 明したものである。
- (2)「保険料が払い込まれた年月数により計算した額」は「低解約返戻金型ではない同種類の 保険契約の解約返戻金額」を表しているが、本契約について、1年目に解約した場合の額 は0円である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張を確認するため、申立人代表者の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集資料の記載が間違った記載であるとは認められず、その他保険会社に 指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断し て、手続を終了した。